

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	大崎市 (04215)
地域名 (地域内農業集落名)	田尻地域 (元町、新町、通木二区、大嶺三区、諏訪峠、田町、仲町、河岸前、横町、荒町、牧の目、通木一区、大嶺一区、大嶺二区、八幡、北小松、南小松、沼木、中の目、上高野、百塚、峯崎、沼部、貝の堀上、若林、葉山、下高野、富岡、桜田、谷地中、北小塩、木戸、木戸北山、貝の堀下、中南小塩、百々、荒町、大沢、北小牛田上、北小牛田下、上北山、曲田、鹿飼、北又、上南、新田の目、宿、長根、舞岳、中沢目、伸萌、小沢、長沢、北長根)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	2,622 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	2,622 ha
② 田の面積	2,596 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	26 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	48 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	412 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	277 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	173 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

大崎市田尻地域は、ラムサール条約湿地である蕪栗沼や周辺水田の冬季湛水管理等、自然環境と調和が図られている地域である。

- ・担い手の確保や農地の集積は取り組まれているが、担い手の高齢化に伴い、若手の担い手確保が課題。
- ・集落営農の法人化が進まず、運営自体が困難な組織も散見されており、早期の対策が必要。

【地域の基礎的データ】

農業者:1,203人、団体(法人・集落営農組織)46経営体、個人(認定農業者・認定新規就農者)155経営体
主な作物:水稻、麦、大豆、飼料作物(飼料用米等)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・冬水たんぼ等により環境保全型農業に取り組んでおり、畜産農家もあることから耕畜連携によって地域農業の発展を目指す。
・集落営農組織の法人化を図るとともに、新規就農者の確保も進めていく。
・経営コストの削減や高収益作物導入による複合化によって農業収入の安定を図り、高付加価値化のための世界農業遺産ブランド認証への取り組みも推進する。

【地域の主要作物等の取組】

①水稲については、本地域の主力品種である「ひとめぼれ」、「ササニシキ」、「つや姫」を中心に実需者のニーズに応じた「売れる品種」の栽培を推進するため、環境との共存を目指す環境共存型栽培を基本とする。
②麦・大豆については、経営所得安定対策加入者による集積のさらなる推進を図るとともに、「栽培こよみ」に基づいた栽培管理、栽培履歴記帳を徹底する。
③飼料作物については、生産振興に係る担い手農業者及び組織による「高収量、高品質飼料作物」の生産を図り、畜産経営の安定を図る。
④園芸作物については、産直に認証栽培を組み合わせた安全・安心な野菜・果樹・花きの生産を推進する。
⑤備蓄米・加工用米・新規需要米については、食料自給力・自給率の向上と水田の不作付地解消対策にもつながるため、需要に応じた生産拡大の取組を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクを活用しながら、担い手への農地の集積・集約化を図り、担い手を中心とした農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	65 %	将来の目標とする集積率	80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、189箇所、平均3.2ha(令和6年度時点) ・団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和12年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理事業や農地売買支援事業を活用し、担い手の経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組
地域の平場において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備が実施されており、全10地区中6地区が完了し、4地区が継続中。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
新規就農者等を担い手として育成していくため、JA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業効率が期待できる防除作業は、JA主体の田尻地域農作物病害虫防除協議会の無人ヘリコプターを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

②環境との共存を目指す環境共存型栽培を基本とし、エコファーマーの育成を行い、慣行栽培から減農薬・減化学肥料栽培への作付けシフト及びJAS有機への誘導を推進する。
③ドローンによる農薬散布、自動操舵システムによる省力化等、スマート農業に取り組んでいく。
⑦多面的機能支払交付金を活用しながら、地域を挙げて農地保全を目指す。
⑨集積化から団地化への移行を進めながら良質な飼料作物生産及び供給を推進し、家畜排せつ由来堆肥は地域内生産者の消費を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	203経営体		1135.8 ha	636.6 ha		1677.9 ha	909.4 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	田尻地域農作物病害虫防除協議会	病害虫防除作業	水稻, 大豆

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。